

特措法に基づく まん延防止等重点措置に係る 神奈川県実施方針

令和4年1月19日

まん延防止等重点措置の区域と期間

【対象区域】

県内全市町村

【実施期間】

令和4年1月21日（金）から
2月13日（日）まで（24日間）

まん延防止等重点措置の内容

県民向け

一人ひとりが徹底用心（マスク飲食、MASKなど基本的な感染防止対策の徹底）

飲食店

時短等

【マスク飲食実施店認証店】

① 5時から21時までの時短要請・酒類提供可（11時～20時）

協力金：2.5～7.5万円／日

② 5時から20時までの時短要請・酒類提供停止

協力金：3～10万円／日

①と②のどちらかを
認証店が選択可能

【非認証店】

5時から20時までの時短要請・酒類提供停止

協力金：3～10万円／日

人数

1テーブル4人以内

大規模
集客施設等

入場整理・人数制限などの感染防止対策 業種別ガイドライン遵守

イベント

【安全計画を策定した場合】収容定員：上限2万人

		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可	
大声なし	チェックリスト公表（安全計画なし）	収容定員まで可	5,000人まで可
	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可

県民の皆さんに対して

一人ひとりが徹底用心

- 時短要請している時間以降、飲食店の利用の自粛（法第31条の6第2項）
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用の自粛（法第24条第9項）
- 生活に必要な場合を除き、県境をまたぐ移動の自粛（法第24条第9項）
 - ※生活に必要な場合の例
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、
必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、
生活や健康の維持のために必要なもの
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底（法第24条第9項）
- 人混みは危険という意識を持ち、混雑を避ける、「三つの密」の回避、マスクなしの会話を回避（法第24条第9項）
- 感染に不安を感じる無症状者は、ワクチン接種済者を含めて検査を受けることを推奨（法第24条第9項）

飲食店・大規模集客施設等に対して

飲食店等

○営業時間の短縮(法第31条の6第1項)

【マスク飲食実施店認証店】

①5時から21時までの時短要請・酒類提供可
協力金:2.5～7.5万円/日 (11時～20時)

②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止
協力金:3～10万円/日

上記①と②のどちらかを認証店が選択

【非認証店】

5時から20時までの時短要請・酒類提供停止
協力金:3～10万円/日

○利用者の人数制限(法第24条第9項)

1テーブル4人以内

※認証店である披露宴会場など(慶弔行事に使用する場合)は、対象者に対する
全員検査を当日中に行った場合、人数制限なし

○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

大規模集客施設等

○入場整理・人数制限などの感染防止対策の要請
(法第31条の6第1項、令第5条の5)

○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

イベントに対して

○次の人数上限の遵守を要請(法第24条第9項)

		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可	
大声なし	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可
	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可

- ※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」
- ※2 ・安全計画を策定しない場合は、チェックリストの公表が必要
・安全計画の策定は、「大声なし」の担保が前提
- ※3 対象者に対する全員検査を当日中に行う場合には、2万人の上限は対象外として、人数上限を収容定員までとする。

○業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)

○入場者の感染防止のための基本的な感染防止対策(法第24条第9項)

その他

【事業者全般に対して】

- 業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)
- 感染対策をとりつつ、感染者等が多く発生した場合でも、ライフライン等を維持する業務の継続(働きかけ)
- 職場における感染防止のための取組み(テレビ会議の活用等)(働きかけ)
- 在宅勤務(テレワーク)等の推進(働きかけ)
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動(働きかけ)

※①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

【県機関の対応】

- 別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき対応
 - ・ 県民利用施設は、個別の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底した上で運営 等

【社会経済活動を促進する県の取組】

- かながわ旅割の事業開始は延期
- Go To Eat 食事券事業は、店内飲食での利用を控え、テイクアウトやデリバリーで利用するよう呼びかけ
 - ※ 3月22日までとされている利用期間は延長される見込み